

北海道社会保険病院だより

平成21年7月発行 第38号

発行・編集 北海道社会保険病院 企画室

病理医とは

病理部長 服部 淳夫



患者さんにはあまり馴染みの少ない「病理医」・「病理検査」について、私の所属する日本病理学会では次の様に説明しています。

患者さんが病院に来院されると、適切な治療のために適切な診断が必要になります。「病理診断」は最終診断として大きな役割を果たします。患者さんの体より採取された病変の組織や細胞から顕微鏡用のガラス標本がつくられます。この標本を顕微鏡で観察して診断するのが病理診断です。そして、この病理診断を専門とする医師が病理医です。病理診断は主治医に報告され、治療に生かされます。病院に病理医がいることは、より良質の医療を提供することにつながります。

病理医は、患者さんと直接対面する機会が少ないため、みなさんにはあまり知られていません。病理医の本業は『病理解剖：「剖検」(ぼうけん)』、『組織診断(生検および手術材料)』、『細胞診断』です。

病理解剖は病院で不幸にして亡くなられた患者さんの死因、病態解析、治療効果などを検証し、今後の医療に生かすことを目的に行います。

組織診断は内視鏡医がみつけた病変部から採取(生検(せいけん)といいます)した、小さい組織片を顕微鏡でみて診断したり、手術して切除された検体から臨床診断を確認したり、どの程度病気が進展しているかなどを検証する作業を行うことです。手術中の短時間に病理診断を下して、手術方針を決めるのに役立つ「術中(じゅつちゆう)迅速(じんそく)診断(しんだん)」も病理医の重要な業務です。

細胞診断は婦人科医が子宮粘膜表面から細胞を採取したり、外科医が乳腺など体表に近い病変部から注射器で針を刺して細胞を採取したり検査することです。

病理医は病理診断に迷うこともあります。その時は、これが自分や自分の家族だったらどう診断するかと思いをめぐらせることで、答えが自ずと見えてくることがあります。また、さらに難解で手に負えない場合は、日本病理学会のコンサルテーションシステムに標本を送って、臓器別専門の病理医にアドバイスを請うこともあります。

これらの三大業務以外にも臨床各科と

合同で解剖例や手術例についてカンファレンスを行ったり、院内委員会のメンバーとなって病理の立場で意見を述べたりすることもあります。また、蓄積された病理データを使って臨床研究も積極的に行っています。

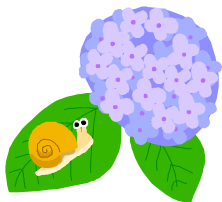
このように病理医は病院医療の質を保つために必要かつ欠かすことのできない存在となっているにもかかわらず、まだ全国に二千名程度しか病理専門医がおらず、決して十分とは言えません。

病理医の強みは、何と言っても、『病気の総合判断が可能な医師である』点です。その理由として、全科の検体を扱っていること、剖検による全身の病態診断に慣れていること、総合的/総合的見方を訓練しているために全身の臓器に共通した病変の概念を理解していることです。言い換えると、病気を正常からの逸脱の度合いと言っ見方からとらえ、病気の本質的な部分を深く考えている医師が病理医と言えます。

このように病理医は、いつも患者さんとともに病気と健康について考えています。

病院を受診した際には、病理部という部署に私の名前が表示されていますので、ぜひ確かめてください。

ご自分の病気(診断名)について、病理医の意見を聞きたい方にはお会いしますので、お申し出下さい。



70歳以上のかたの入院費用について

総合医療相談部 医療相談室係長

佐藤 奈津子

医療相談室でよく承る相談内容をシリーズでみなさんにご紹介しております。今回は「70歳以上のかたの入院費用」についてお話いたします。

この年代のかたにとつての入院費用の負担は、働き盛りのかたとはまた別なご心配やご負担があると思います。「年金収入だから支払いが心配で：」とおっしゃるかたも相談室を訪ねていらっしゃるようです。

図のとおり「一定以上所得者」と呼ばれる世帯以外のみなさんは、基本的に毎月一定金額の自己負担額しか掛かりません。「一定以上所得者」とは「課税所得が一四五万円以上又は健康保険、船員保険において月収二八万円以上のかた」をさしています。

70歳以上75歳未満のかたは「高齢受給者証」、75歳以上のかたは「後期高齢者医療受給者証」と、年齢により受給者証の名称は異なりますが、自己負担額の取り扱いはいずれのかたにも共通しています。

自己負担額以外には、食事や病衣料金等の保険適用外費用が別途かかります。

また、一ヶ月(暦月)の家族の医療費を足し算(合算)して、図の金額を超えた場合、超えた分の払戻し(償還払い)を受けることができます。合算の条件は下記のとおりです。

世帯区分	自己負担額	食事代(1食)
一定以上所得者	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%	260円
一般	44,400円	
低所得Ⅱ	24,600円	210円
低所得Ⅰ	15,000円	100円

- ① 被保険者及び被扶養者のうち同一月に診療を受けた人が二人以上いる場合
- ② 同一月内に(入院・通院を含め)複数の医療機関または診療科にかかった場合

- ③ 上記に関してそれぞれ自己負担額が二一、〇〇〇円以上であれば合算対象になります
払い戻しは二年間さかのぼって手続きすることができますので、お心当たりの方は健康保険者にご

7月の 糖尿病教室のご案内

会場はこちら!

当院では、毎月糖尿病教室を開催しております。糖尿病について、当院の医師・看護師・管理栄養士らが交代で分かりやすくご説明いたします。一緒に学習しませんか?

場所 外本線1階・ホスピタルモール (エスカレーター側)

時間 11:30~12:00

予約 予約はいりません。お気軽にお立ち寄り下さい。

ご参加も**無料**でご参加いただけます。

※講師

8日(水)	9日(木)	10日(金)
★看護師 「日常生活の注意点」	★井上医師 (糖尿病・内分泌内科) 「血糖値が高いと言われたあなたへ～糖尿病とは?」	★薬剤師 「糖尿病と薬～上手に薬とつき合うために」
13日(月)	15日(水)	16日(木)
★管理栄養士 「酸かんたん! 手ばかり栄養法～目安量を知るう～」	★理学療法士 「歩いて健康～ウォーキングのすすめ!」	★検査技師 「糖尿病の検査には、どのようなものがあるの～検体検査やヘモグロビンA1cってなに?」

北海道社会保険病院

